

## 第 3 部

平成11年度において講じようとする  
環境の保全及び創造に関する施策

### 第3部 平成11年度において講じようとする環境の保全及び創造に関する施策

#### 第1章 循環を基調とする経済社会システムの実現

##### 第1節 環境への負荷の少ない社会の構築

#### 1 廃棄物減量化とリサイクル

##### **エコショップの認定**

平成7年から、ごみの減量化 リサイクル協力店をエコショップとして認定しており、「エコショップ協議会」（平成10年設置、エコショップ認定店、民間団体、4市等で構成）を通じてエコショップの活性化と普及促進を図る。

平成11年3月末現在の認定数は118店となっている 新聞折り込みチラシを活用したごみ減量化等の普及啓発広告を行う

##### **普及啓発の推進**

県では、ポスターの掲示、各種媒体の活用等により広く県民に意識啓発、普及を図っていくこととしており、小学生向け啓発冊子を小学校へ配布するほか、毎年10月のマイ バッグ・キャンペーン（買物袋持参運動）の呼び掛けを行っている。さらに、「鳥取県ごみ減量化・リサイクル推進協議会」（住民、事業者、行政）を通じて気運を盛り上げ、県民への浸透を図る

##### **容器包装リサイクル法施行への対応**

平成12年4月には、対象品目も追加され完全施行となる容器包装リサイクル法の趣旨の県民等への普及啓発を行うとともに、平成11年度に第2期鳥取県分別収集促進計画を策定し 計画に沿った分別収集が行われるよう市町村指導を行っていく。

##### **下水汚泥処理総合計画の運用**

平成10年度に策定した下水汚泥処理総合計画に基づき 関係課と連携を図りながら広域的汚泥処理に関する市町村指導を行う

##### **建設リサイクル推進**

建設副産物の搬出状況と再生資源の利用状況を把握するため 実態調査を行う。

建設発生土の有効利用を推進するための、国、県、市町村及び建設業界等で構成される協議会により、情報交換等を行う

##### **農業用廃棄物適正処理推進事業**

農業用廃プラスチックの適正処理を推進するため、「鳥取県農業用廃プラスチック適正処理推進協議会」に設置している検討委員会で、引き続き再利用についての検討を行う。また、農家への普及啓発に取り組むとともに、地域における推進組織を見直し、その組織による地域における適正処理促進活動に対する助成を

行う。

#### **畜産堆肥広域流通体制整備事業**

畜産堆肥の広域的な流通体制を整備するために要する経費に対し助成する

#### **畜産生産環境整備事業**

家畜排泄物処理の実態調査、巡回指導を行うとともに 処理施設、散布機械の整備に対し助成する。

##### ・環境保全型畜産確立対策

家畜排泄物の事態調査、施設計画の策定、巡回指導、水質検査、臭気検査、堆肥化施設整備を行う。

##### 有機質資源活用集落営農体制整備事業

施設整備を行う農協、営農集団に対し、市町村が堆肥の利用促進を図り 畜産環境の美化活動を推進する経費に対し助成する

#### **廃棄物焼却灰溶融スラグの活用方法の検討**

今後、ダイオキシン類の削減、最終処分場の延命化等を図るため、焼却灰溶融固化施設の整備が進むものと思われる。このため、溶融固化によって出来たスラグの有効活用により最終処分場の延命化、資源の再利用を推進するため 溶融スラグの県内での具体的な活用方策について検討を行う。

#### **ごみ処理の広域化の推進**

平成10年3月策定した「ごみ処理の広域化計画」を基本方針として、東・中・西部の広域市町村圏を単位とした、ごみの減量化・リサイクルの推進、ごみ処理施設の整備等ごみの広域的処理について具体的方策を検討することとなっている。中でも、ごみ焼却施設については、施設の老朽化並びにダイオキシン類及びばいじんの法規制対応等緊急の課題に直面しているため、施設の統廃合又は改善等の方針決定を含めた広域化の実施計画を早期に策定できるよう指導 助言していく。

#### **産業廃棄物処理計画について**

平成9年6月の廃棄物処理法改正と廃棄物焼却施設に対するダイオキシン類排出基準の設定などを受け、第4次鳥取県産業廃棄物処理計画に基づき 各種施策の推進に努めており 又、本年度は産業廃棄物処理について広く県民から意見をいただきながら次期第5次計画の策定作業に着手する

表3-1 産業廃棄物処理計画の概要

処理計画の基本方針
a 排出事業者処理責任に基づく産業廃棄物の適正処理の確保 排出事業者指導の強化 ・ 適正処理推進体制の強化
b 産業廃棄物の排出量の削減と再資源化の推進 排出量削減による環境への負荷の低減 ・ 減量化・再資源化等の目標
c 公共関与等による安全な産業廃棄物処理施設の確保 財団法人鳥取県環境管理事業センターによる産業廃棄物処理施設の設置促進 ・ 安全な最終処分場等産業廃棄物処理施設の確保
d 不法投棄等不適正処理防止対策の強化
e 県民の理解と協力の確保

#### 産業廃棄物処理対策について

産業廃棄物の適正処理の推進を図るため 鳥取県産業廃棄物処理計画を基本とした各種の施策を推進している。

事業者、処理業者への指導、監督

事業者及び処理業者に対して、排出事業者処理責任の明確化、排出量の抑制・減量化、再資源化の推進及び適正処理の確保等について助言 指導、監督の強化を図り、産業廃棄物の適正処理を推進している

産業廃棄物処理指導要綱の施行

平成10年12月25日付けで施行した改正「鳥取県産業廃棄物の処理に関する指導要綱」及び「産業廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査に関する指針」に基づき、処理業者等が行う処理施設の設置及び維持管理に対する適正な指導を行うとともに、搬入産業廃棄物の厳正な管理を図っている。

医療廃棄物の適正処理対策

「鳥取県医療廃棄物適正処理指針」に基づき医療廃棄物の適正処理に努める

産業廃棄物最終処分場及び産業廃棄物中間処理施設の適正処理対策

本年度中に「産業廃棄物最終処分場の構造指針及び維持管理指針」及び「産業廃棄物中間処理施設の構造指針及び維持管理指針」の見直しを行うこととしており、引き続き、より安全な産業廃棄物処理施設の確保に努めていく

多量排出事業者に対する指導マニュアルの検討

廃棄物の発生抑制、適正処理のための処理計画の策定に向けた指導マニユア

ルを検討する。

#### 不法投棄対策の推進

「産業廃棄物不法投棄民間監視員」を4市及び日南町に各2名、他町村に1名設置しており、月に2日間、担当市町村の区域におけるパトロール活動に当たっている。また、市町村及び警察等関係機関との連絡体制を強化し、投棄者の究明を行うとともに 投棄者不明の場合の原状回復措置として市町村への助成を行っている。

後を絶たない不法投棄の撲滅に向け、本年度から毎年10月を不法投棄防止強化月間とし、スカイパトロールや収集運搬車両の検問など、防止に向けた取組の強化のほか 早期発見のため不法投棄110番(0857-26-8149)を設置する。

#### 産業廃棄物適正処理に係る啓発

産業廃棄物の適正処理を推進するため、社団法人鳥取県産業廃棄物協会等関係機関と協力して、事業者、処理業者に対する各種研修会、講習会を開催している。また、環境衛生週間、環境美化促進月間(9～10月)等において、市町村、住民等に対する研修会の開催等、産業廃棄物の適正処理の推進に努めている。

#### **公共関与による産業廃棄物処理の推進**

県としても、公共関与事業の円滑な推進を図るため、(財)鳥取県環境管理事業センターへの職員の派遣をはじめ センター運営費や公共が関与するために増加する安全対策費等の無利子融資等によるセンター支援を引き続き行う

#### **産業廃棄物処理の在り方検討**

本県の今後の産業廃棄物処理の在り方について検討するため、「今後の産業廃棄物処理の在り方に関する懇話会」を平成11年10月に設置し、一般県民や学識経験者のほか、建設 製造業界、産業廃棄物処理業界の方などから幅広く御意見を伺っている。また、併せて 広く県民から今後の産業廃棄物処理の在り方について 意見 提言を募集する

## 2 大気環境の保全

#### **大気汚染の防止**

大気汚染防止法、鳥取県公害防止条例、スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の適正な施行のための事業を実施することにより、大気汚染防止を図る

#### ア 規制

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設(ボイラー等1,008施設) 一般粉じん

発生施設（鉱物・土石のたい積場等103施設）、特定粉じん発生施設（石綿に係る切断機等）、鳥取県公害防止条例に基づく粉じん関係特定施設（打綿機等 80施設）に対し規制を行うとともに、スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律に基づく指定地域について法の適正な運用を図る

#### イ 大気汚染状況の監視測定・連続測定

大気汚染防止法の規定に基づく環境基準物質の常時監視測定等を実施する

##### (ア) 一般環境大気常時監視

測定局：3局 鳥取市（衛生研究所） 倉吉市（倉吉保健所） 米子市（米子保健所）

測定物質：二酸化いおう 一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等

##### (イ) 自動車排出ガス濃度測定

測定局：3局 鳥取市（栄町交差点、丸山交差点） 米子市（米子市公会堂前）

測定物質：一酸化炭素、窒素酸化物（窒素酸化物は栄町交差点のみ）

（注）測定局のうち、栄町交差点は連続測定、その他は月1回測定

##### (ウ) 有害大気汚染物質モニタリング調査

一般環境濃度測定

鳥取市（衛生研究所）、倉吉市（倉吉保健所） 米子市（米子保健所）

沿道濃度測定 鳥取市（栄町交差点）

測定物質：有害大気汚染物質のうち、ダイオキシン類以外の17物質について濃度測定を月1回実施する。（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、クロロホルム、1,3ブタジエン、塩化ビニルモノマー、ジクロロメタン、1,2ジクロロエタン、ニッケル、ヒ素、ベリリウム、マンガン、六価クロム化合物、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド ベンゾ（a）ピレン）

##### (エ) ダイオキシン類調査事業

大気環境濃度測定

鳥取市（衛生研究所）、倉吉市（倉吉保健所）、米子市（米子保健所）において、ダイオキシン類の濃度測定を2回/年（夏 冬）実施する

##### (オ) 市街地における窒素酸化物汚染実態調査

窒素酸化物の汚染実態把握調査として、鳥取市（10地点）、倉吉（10地点）米子市（10地点）においてNOx簡易サンプラーによる定点調査を実施する

##### (カ) 降下ばいじん等調査

県内市部を中心に降下ばいじん量の測定を実施する

調査地点 鳥取市、倉吉市、米子市、境港市、日吉津村

### **騒音の規制**

騒音の環境基準の評価手法が、中央値から等価騒音レベルに平成11年4月1日から変更されたことを受け、測定地点の見直しを行うとともに 新たな測定方法により実施する。

騒音規制法に基づく規則地域の見直し、追加指定の検討を行うとともに 環境騒音等の測定調査を行う。(騒音規制法に基づく規制地域4市2町1村)

ア 騒音規制法及び鳥取県公害防止条例の施行

法及び条例の施行に関し 市町村を支援するとともに 適正な規制地域指定のための検討を行う。

イ 騒音実態調査の実施

(ア) 環境騒音調査 4市で一般環境騒音を測定調査する

(イ) 自動車騒音調査 4市で自動車騒音を測定調査する

ウ 航空機騒音調査

(ア) 鳥取空港周辺航空機騒音調査 (3地点×1週間×2回/年)

(イ) 美保飛行場周辺航空機騒音調査

(3地点×1週間/回×4回/年) (1地点×通年)

### **振動の規制**

振動規制法の施行について市町村を支援するとともに 環境振動の測定調査等を実施する。(規制地域 4市1町)

ア 振動規制法の施行

法の施行に関し 市町村を支援するとともに 適正な規制地域指定のための検討を行う。

イ 振動実態調査の実施

(ア) 環境振動調査 4市で環境振動を測定調査する。

(イ) 道路交通振動調査 4市で道路交通振動を測定調査する

### **悪臭の防止**

悪臭防止法の施行について市町村を支援するとともに 悪臭の排出実態を調査する。(規制地域 4市26町4村)

ア 悪臭防止法の施行

法の施行に関し 市町村を支援するとともに 適正な規制地域指定のための検討を行う。

イ 特定悪臭物質排出実態調査の実施

悪臭排出の地域特性、悪臭苦情の実態等を踏まえながら規制22物質の排出実態を調査するとともに 特定悪臭物質排出事業場の実態把握並びに悪臭苦情施設に

対する改善指導を行う

### 3 水環境の保全

#### 水質汚濁の防止対策について

水質汚濁防止法及び鳥取県公害防止条例の適正な施行等を行うことにより 水質汚濁防止を図る

#### (1) 規 制

水質汚濁防止法に基づく特定事業場（水産食料品製造関係事業場など2,322事業所）、鳥取県公害防止条例に基づく汚水関係特定事業場（集団給食施設の調理施設、ドラムかん更生業の洗浄施設並びに鉄道業、道路旅客運送業、自動車整備業、ガソリンステーションの車両洗浄施設を有する719事業場）に対し 排水調査、改善指導等を行う。

#### (2) 水質汚濁の監視、測定

水質汚濁防止法の規定に基づき 水質測定計画の作成、環境基準項目の常時監視等を実施する。

#### ア 水質測定計画の作成

水質測定を総合的かつ効果的に行うため 水質測定計画を作成（国の補助事業）

#### イ 水質の測定、調査及び公表

表3-2 水域等ごとの調査地点 回数

		水域名	調査地点	調査回数
環境 基準 常時 監視 調査	河川	千代川水系	9点	年12回（国の補助事業）
		天神川水系	5点	年12回（ 〃 ）
		日野川水系	5点	年12回（ 〃 ）
	湖沼 ----- 海域	湖山池	4点	年12回（国の補助事業）
		東郷池	4点	年12回（ 〃 ）
		中海	8点	年12回（ 〃 ）
そ	二級河川	美保湾	8点	年12回（ 〃 ）
		日本海沿岸	8点	年3回
		蒲生川	9点	年2～4回
		塩見川	3点	年4回
		河内川	3点	年4回
		勝部川	3点	年4回
由良川	3点	年4回		
加勢蛇川	3点	年4回		



の 他	都市河川	阿弥陀川	3点	年4回
		佐陀川	3点	年4回
		旧袋川	5点	年12回
		玉川	5点	年12回
		旧加茂川	5点	年12回
		大正川	1点	年2回
	湖山池 流入河川	湖山川等	5点	年12回
		湖沼	3点	年4回
	海域	多鯰ヶ池		シーズン前及び中計3回
	地下水	24海水浴場		
	—	35点	年2回	

### (3) 水質浄化対策

#### **公共下水道促進費補助事業**

公共下水道普及率促進のため、市町村が単独事業として行う管渠整備事業に対して補助金を交付する。(補助率 3～7%)

#### **公共下水道過疎代行事業**

用瀬町、江府町の公共下水道事業を 過疎地域活性化特別措置法に基づき代行実施する。

#### **流域下水道事業**

天神川流域下水道の整備促進を図る。

#### **美保湾流域別下水道整備総合計画策定事業**

日野川、美保湾の水質環境の保全のために必要な流域内の下水道整備基本計画を策定する。

#### **合併処理浄化槽の設置推進**

設置の普及啓発に努めるとともに、合併処理浄化槽設置に対する県費補助を設置者負担が単独浄化槽並となるよう充実しているが、新設浄化槽に対する合併処理浄化槽の割合が全国的にみて、まだ低迷しているため、平成11年4月には「鳥取県浄化槽指導要綱」の改正を行い、浄化槽を設置する場合は原則合併処理浄化槽とする旨を明記した。また、補助制度を設けている市町村は、まだ半数程度しかないため、未設置町村に対して制度の創設を積極的に働き掛けていく

#### **河川改修事業**

洪水による被害を軽減し、治水安全度の向上を図るとともに 自然豊かな水辺空間を整備する (平成11年度は 砂見川 天井川等)

### **河川環境整備事業**

湖山池、東郷池の水質浄化対策として 公共下水道の整備による汚濁負荷の削減と併せて、本事業により底泥を除去し 水環境の改善を図る

### **土壌環境対策推進事業**

ア 砂丘畑での硝酸性窒素流亡実態を把握し、窒素負荷低減技術を確立するとともに、水田での温室効果ガスの動態把握を行う。

イ 有機物施用の栽培基準を設定し、農家への普及を図る

ウ 土壌診断の実施により適性な施肥指導を行う

### **農業集落排水整備等**

農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持と併せて農村生活環境の改善及び公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水进行处理する施設及び雨水排水施設を整備する

### **漁業集落環境整備事業**

市町村が行う漁業集落環境整備事業について、その経費の一部を補助する。

補助対象事業：漁業集落道整備、水産飲雑用水施設整備、集落排水施設整備、防災安全施設整備、用地整理等

### **内水面漁場環境保全事業**

保全事業の円滑な推進を図るため、市町村、漁協、地区自治会、学識経験者等で構成する漁場環境総合美化計画策定委員会を開催する（事業主体 県）

・小型漁船により池内に堆積したゴミを除去する

### **ダイオキシン類調査事業（水質・底質）**

県内全域におけるダイオキシン類の環境汚染状況（一般環境）を把握するため水質・底質の調査を実施する

### **生活排水対策の推進**

米子、鳥取両市が策定した「生活排水対策推進計画」に基づき実施する各種施策に対し、指導を行う。

### **中海湖沼水質保全計画の推進**

中海の水質保全を図るため、平成6年度に策定した第2期「中海に係る湖沼水質保全計画」が平成10年度で終了したことから 平成11年度中に第3期計画（計画期間：平成11年度～15年度）を策定する

### **湖山池水質管理計画の推進**

湖山池の水質保全を図るため、平成3年度に策定した「湖山池水質管理計画」を総合的、計画的に推進するとともに、湖山池水域に排出される工場及び事業場からの排水に適用する上乗せ排水基準を定めるため 水質汚濁防止法に基づく上乗せ条例の改正を行う

### **湖山池の水質浄化に係る新技術の募集**

湖山池の水質改善を図るため、アオコの発生防止、底質改善及び流入河川の浄化などにより湖山池の水質浄化に寄与する浄化技術を募集する

### **ゴルフ場使用農薬水質調査**

ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁を未然に防止する観点から、県内各ゴルフ場の排水に含まれる農薬の水質調査を実施し、農薬の流出実態を把握するとともに、ゴルフ場に対する適切な指導、改善等に資する

### **水道水源監視指導事業**

将来にわたる水道水の安全性の確保のため、水質基準を補完する「監視項目」について継続監視を行うとともに、全県的な検出状況の実態把握調査を行う

## 4 土壌・地盤環境の保全

### **埋没農薬安全処置対策事業**

市町村が実施する埋没農薬の掘削回収、一時保管等に要する経費に対し助成するとともに、農薬の最終処理、埋設箇所周辺の水質調査を実施する

### **旧岩美鉱山鉱害防止事業**

旧岩美鉱山の鉱害を防止するため 流出する抗廃水（銅、鉄を含む酸性水）の中和処理等を行う。

### **ダイオキシン類調査事業（土壌）**

県内全域におけるダイオキシン類の環境汚染状況（一般環境）を把握するため土壌の調査を実施する

### **地盤沈下調査**

鳥取市北部の地盤沈下調査については、平成7年度から隔年調査しており 前回の平成9年度に引続き、平成11年度に水準測量を実施する

## 5 環境汚染化学物質の適正管理

### **環境汚染化学物質対策の推進**

庁内関係部局による「環境汚染化学物質対策連絡会議」により、ダイオキシン、内分泌攪乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）等の有害化学物質に係る環境汚染防止対策を推進する。

### **環境ホルモン汚染実態調査**

県内全域における環境ホルモン（24物質）の環境汚染状況を把握するため 水質・底質の調査を実施する。

	測定地点	回数
水質	県内3地点	年2回
底質	県内1地点	年1回

### **ダイオキシン類調査事業（再掲）**

県内全域におけるダイオキシン類の環境汚染状況（一般環境）を把握するため  
大気 土壌 水質・底質の調査を実施する。

	測定地点	回数
大気	県内3地点	年2回
土壌	県内2地点	年1回
水質	県内5地点	年2回
底質	県内2地点	年1回

### **ごみ処理の広域化の推進（再掲）**

ごみ焼却施設の効率的運転を図る等のため、「ごみ処理の広域化計画」を基本方針に東・中・西部の広域市町村圏を単位とした、ごみの減量化 リサイクルの推進、ごみ処理施設の整備等の具体的方策を検討する

## 第2節 環境関連産業の振興

### 1 環境関連技術の開発

#### **産業技術センター整備推進・移転準備事業**

環境関連技術を含め、県内産業の技術開発を促進する拠点として 鳥取県産業技術センターの本場を整備する（平成12年4月開所予定）

#### **県内研究機関連携推進事業**

公設試験研究機関が相互に連携して本県独自の技術開発に努め、大学、高専、公設試験場などの研究成果を県内企業を波及させることにより 新技術 新製品開発の促進に努める。

#### **環境関連技術開発推進事業**

産業技術センターは、県内の中小企業が取り組むことの出来る 環境関連技術の開発 普及に努める。

#### **【平成11年度研究内容】**

- ①工場の廃液に含まれる、有害な重金属を除去するための技術の開発
- ②廃棄処分されている、おから らっきょうの葉梢 根茎部の有効利用
- ③生分解性材料の開発
- ④化学品処理技術の改善
- ⑤廃棄処分されている魚骨等の有効利用 等

## 2 環境関連産業の育成 振興

### **企業交流推進事業**

中小企業の経営者が、環境政策に関する各種法的規制を理解し、かつ、時代の要請に沿った、技術、デザイン等の開発が円滑に出来るよう、次代を担うリーダーに対し、広い視野での事業展開等を検討する「学習の場」を設ける

### **とっとり新産業創造支援事業（環境技術枠等）**

中小企業の廃棄物処理・リサイクル技術、環境保全技術に関する技術開発等の取組を促進するため 研究に必要な経費に対して補助する

区 分	内 容
対 象 者	県内に事務所又は事業所を有する中小企業者
対象経費	原材料費、構築物費、機械装置、工具器具費、外注加工費等
補助率等	総事業費の3分の2以内の額 (上限 1社あたり500万円)

### **創造的中小企業育成支援事業**

創造的な事業活動を行う中小企業者に対し、財団法人鳥取県工業技術振興協会を通じて直接金融、間接金融による支援事業を行う

### **湖山池の水質浄化に係る新技術の募集（再掲）**

湖山池の水質改善を図るため、アオコの発生防止、底質改善及び流入河川の浄化などにより湖山池の水質浄化に寄与する浄化技術を募集する

## 第2章 自然と人間との共生の確保

### 第1節 森林、農地、水辺等の持つ環境保全機能の確保

#### 1 森林の環境保全機能の確保

##### **保安林整備管理事業**

保安林の指定、解除並びに保安林の適正管理に努める

保安林の指定解除

・保安林の適正管理

##### **造林事業**

森林生産力及び森林の有する公益的機能の増強を図るため 森林整備を行う

人工造林及び保育

天然林施業

### **林業地域総合整備事業**

林業生産性の向上と林業従事者の定住の促進及び山村地域の活性化に資するため、林道等の生産基盤の整備と一体的に豊かな森林資源を活用し、都市と山村の交流の促進等を図りつつ 立ち遅れた山村地域の生活環境基盤の整備を総合的に行う。

### **ふるさと林道緊急整備事業**

山村地域の振興と定住環境の改善に資するため、地域が緊急に対応しなければならない課題を応えて早急に行う必要がある林道の整備について、自然環境の保全に配慮しつつ林野庁と自治省が協力して 国庫補助事業及び地方単独事業を効果的に推進する。

集落と集落を結ぶ集落間林道等、山村地域の定住環境の改善に大きな役割を果たす林道の開設、改良等

- ・地方公共団体が実施し 管理することとなる林道の開設、改良等

### **治山事業**

山地災害の未然防止を図るため、山地災害危険地区を積極的に整備するとともに 森林の有する公益的機能を高度に発揮させるため 保安林の機能強化を図る

治山工事（堰堤工、谷止工、流路工、山腹工等）

保安林整備

地すべり防止工事

県単独治山

### **森林保全管理事業**

保安林の管理、林野火災の予防のため、森林保全巡視指導員を配置して巡視を行うとともに、地域住民の啓発指導を行う

- ・保安林の管理
- ・林野火災の防止、山地災害の情報収集

### **間伐材等原木安定供給事業**

間伐の団地化及び集荷促進の経費に助成すると共に、森林整備に対する所有者の取組の喚起と原木の安定供給を図るため 集団化等による間伐等の伐株、搬出により生じた損失に対して助成を行う。

### **とっとりの森県土保全緊急間伐実施事業**

森林の有する水源涵養や山地災害の防止機能を確保するため、間伐が遅れ、下流域への影響が危惧される森林について、間伐 枝打ちを実施する

### **美しく快適な環境整備事業**

集落周辺、道路沿線等の森林において 災害の未然防止のため、除伐、間伐、枝打ち危険木の処理等の森林整備を行い 安全で安心して生活できる住環境を整備する

## 2 農地の環境保全機能の確保

### **農薬適正使用推進対策事業**

農薬の適正使用について啓発活動を行うとともに 残留調査や販売業者への指導等を行う。

### **農村総合整備事業**

農業生産基盤と農村における生活環境条件を計画的かつ一体的に整備することにより生産性の高い農業の育成と活力ある農村を建設する事業を行う。旧村及び全町を対象とする市町村型と 生活圏が同一な数集落を対象とする集落環境型がある。

### **山村振興農林漁業対策事業**

山村等の中山間地域の振興を一層促進するため、地域の自主性、創意工夫の発揮を通じて、山村等の多面的機能の強化による地域の活性化と定住の促進のために必要事業を行う。

### **中山間地域総合整備事業**

自然的、経済的、社会的に恵まれない中山間地域において、それぞれの地域の実情にそった農業の展開方法を探り、農業生産基盤と農村生活環境基盤を総合的に実施し、活性化を図るとともに 地域における定住化の促進、国土、環境の保全等に資することを目的とする。

### **ふるさと農地保全組織育成支援事業**

担い手の不足している中山間地域の農地の保全管理を図るため、農作業受託を行う第3セクター等に対し 受託作業経費の平坦地との差額を助成する

### **ジゲの井手保全事業**

中山間地域の山腹水路や小規模なため池を整備することで 維持管理費の軽減と災害の未然防止を図る。

### **中山間ふるさと農村活性化事業**

中山間地域の土地改良施設の有する国土・環境保全等の公益的な機能の良好な発揮とこれらの施設と一体的に保全する必要がある農地を集落共同活動等を通じて地域全体の整備保全を推進することにより中山間地域の活性化を図る。

### **県営地すべり対策事業**

地すべりによる農地及び農業用施設の災害を未然に防止するため 地すべり防

止区域の指定を受けた地域を対象に対策工事を実施する

#### **植物防疫総合対策事業**

病虫害の発生予察に基づき、適切な防除対策を実施するとともに 予防方法、防除方法の確立を図る。

#### **中山間地域ゆう悠稲作推進事業**

本県で開発された「再生紙利用稲作技術」やグランドカバープランツによる畦はん被覆等環境に配慮した農業技術を組み合わせ、中山間地域の特色を生かした稲作を推進する。

#### **棚田地域保全支援基金事業**

棚田地域保全への市民参加の推進や集落組織等が行う保全活動等を支援するために、棚田の大切さを認識してもらうための「棚田ファンクラブ」の設立と、棚田保全のための作業を支援する「棚田保全ボランティア隊」を派遣する他、棚田地域の保全を持続的に行い、農業振興及び中山間地域の活性化を図る

#### **棚田地域等緊急総合整備事業**

棚田地域において、集落の創意工夫により営農を継続しながら、村づくりに取り組もうとする集落を対象に、緊急的にきめ細かく対応した整備を総合的に行い集落の活性化を図る。

#### **とっとり農業クリーンプラン21実践モデル事業**

農薬・化学肥料3割削減の実践計画である「クリーンプラン21」を実証するモデル集団を育成するために要する経費に対し助成する

#### **農薬・化学肥料5割削減産地育成事業**

国の「有機農産物等に係る表示ガイドライン」に対応した、農薬・化学肥料の5割以上削減を先導的に実践実証するモデル地区を育成するために要する経費に対し助成する。

#### **環境にやさしい農業推進事業**

農薬・化学肥料を3割削減させるため、啓発・推進活動を実施するとともに高度な土づくりに取り組むモデル地区に対し助成する

### 3 都市地域の自然環境の確保

道路や住宅、公園等で適切な緑や自然の保全を図るとともに 都市周辺部の里山等の保全を図る。

#### **都市公園の整備**

都市に於けるオープンスペースとして、県民の貴重な休息と憩いの場となる都市公園について、本年度は、都市住民が自然と親しみ、ふれあうことのできる場を提供するため、布勢総合運動公園及び東郷湖羽合臨海公園の園路、広場、修景施設（植栽）の整備を実施する



#### 4 水辺（河川、溪流、砂浜、沿岸域等）の環境の保全

##### **河川改修事業**

洪水による被害を軽減することで人々が安心して暮らせるよう、河川改修の促進に努めている。（平成11年度事業箇所 塩見川 由良川 加茂川等）

##### **河川維持修繕事業**

河床に堆積した土砂を取り除き 河床や河岸に繁茂した雑木 水草等の除去を行い、河川の機能維持に努める

##### **海岸保全事業**

海浜部に護岸、突堤、離岸堤、人工リーフ等を施工し、波浪等による海岸の侵食を防止する。（平成11年度事業箇所 福部海岸、賀露海岸、西坪海岸）

##### **海岸環境整備事業**

海岸の侵食を防止するとともに、良好な砂浜、沿岸域の環境とそこに生息する野生生物の保全に努め 憩いの場としてふさわしい海浜として整備する。（平成11年度事業箇所 北条海岸）

##### **砂防事業**

溪流の浸食、土石流の流下防止を図り 下流域の安全を確保するとともに 溪流の良好な環境を保全する。

（平成11年度事業箇所 宝山谷川 東井谷川 奥高姫川 柳谷川等）

##### **鳥取港海岸環境整備事業**

国土保全と調和のとれた親水性のある海岸空間を創出するため 離岸堤（潜堤）及び遊歩道の整備促進を図る。

##### **赤碕港海岸侵食対策事業**

国土保全と調和のとれた親水性のある海岸空間を創出するため 離岸堤（潜堤）及び階段護岸の整備促進を図る

##### **団体営水環境整備事業**

農業利用施設の保全管理又は整備と一体に施設の有する水辺空間を利用した生活環境の整備あるいは、農業水利施設の持つ地域用水機能を支える組織と、その活動を支援しながら機能増進のための整備を行う

##### **県営ため池等整備事業**

農地、農業用施設等の災害を未然に防ぐため ため池、頭首工、水路等の整備補強を行う。

##### **磯場環境改善調査事業**

県下の磯場の分布調査（岩美町～淀江町）及び藻類の詳細調査（岩美町 赤碕町）を行う。

## 第2節 多様な自然環境の保全と生物多様性の確保

### 1 「貴重な自然」と「身近な自然」の保全

本県には、豊かな自然が残されており、この良好な自然環境を将来に維持継承していく必要がある。このため、「自然環境保全法」に基づく「自然環境保全基礎調査」(種の多様性調査)を環境庁からの委託により実施する

#### (1) 「貴重な自然」の保全

「自然公園法」、「鳥取県立自然公園条例」、「鳥取県自然環境保全条例」等に基づき、生態系の核としての貴重な自然環境を維持していくとともに 保護管理や学術研究、自然体験 学習等の自然ふれあいの場としての利用など 必要な条件整備を図る。

#### ア 自然公園

##### (ア) 自然公園の保護管理

自然公園については、「自然公園法」及び「鳥取県立自然公園条例」に基づき、行為の許認可等に係る指導や現地の巡回指導によって その適切な保護管理を図る

##### (イ) 鳥取砂丘の景観保全

鳥取砂丘においては、「鳥取砂丘景観保全事業計画」(H10～12)に基づき、県・鳥取市・福部村・環境庁から構成する「鳥取砂丘景観保全協議会」が主体となり、景観保全に必要な除草や除間伐をモニタリング調査を行いながら実施するとともに、風向 風速調査、ボーリング調査等による地形 地質調査を継続して実施する。

##### (ウ) 大山の頂上保全

大山においては、「大山の頂上を保護する会」をはじめ多くの人々と関係機関が一体となって大山頂上の植生復元と崩壊防止に係る対応を実施してきた。その結果、徐々に植生が回復しつつある。今後、その成果を継続的に保つため 11年度も「大山の頂上を保護する会」の活動に協力していくこととしている

##### (エ) 自然公園の環境美化

自然公園内の主要利用地においては、利用者のもたらす空き缶等廃棄物が各所で問題となっているため、自然公園の環境美化について普及啓発を行うとともに、自然公園美化管理財団の美化清掃活動に対して助成を行う。

また、自然保護関係団体 地域住民 関係行政機関等が一体となったクリーン活動として、大山地域においては春と秋の各1回、山陰海岸地域においては春と秋の各1回と8月の第1日曜日に実施する

(オ) すぐれた自然地域の学術調査

県内には、一般的にはよく知られていないものの、豊かな自然やすぐれた景観等を有する地域が多く残されている。その実態を把握して保護と利用に資することを目的として岡山県と鳥取県(江府町 日野町)の県境に位置する「毛無山 宝仏山」の一带の自然地域において 学術調査を行う

イ 県自然環境保全地域

「鳥取県自然環境保全条例」に基づく県自然環境保全地域の新規指定に必要な調査等を進める。既指定の地域については、自然保護監視員(11名)による巡視活動を継続するとともに、新たに制札板1基を増設して保全のための啓発を行う。

また、「菅野県自然環境保全地域」の「野生動植物保護地区」が近年、陸地化・草原化が進行しているため その原因となっている植物の除去に係る事業を実施する。

(2) 「身近な自然」の保全

農村や市街地などの「身近な自然」については、開発等による自然への影響を極力少なくするとともに、本来身近にいる野生動植物の生息・生育の保全とその適正な管理を図りながら、生物生息空間の保全・創出に努める必要がある。

このため、平成10年度に作成した「身近な自然と共生する環境づくりの手引き」の普及啓発を行う。

また、市街地や農村周辺の歴史 文化的にも貴重な身近な緑地等を保全するため、「鳥取県自然環境保全条例」に基づく「緑地環境保全地域」の指定に係る調査を進める。

**公共事業における生物生息空間整備検討事業**

公共事業における生物生息空間の整備のパイロット事業を行うことにより 課題を検討し 環境を重視した施策を推進するための検討を行う。

(平成11年度事業箇所 砂見川河川改修事業の生態系調査)

2 生物多様性の確保と野生生物の保護管理

(1) **生物多様性の確保**

生物の多様性は、人々の生存基盤である自然生態系を健全に保持し、生物資源の持続可能な利用を図る上で重要であるため、自然環境保全基礎調査(環境庁委託調査)の一環として、生物多様性調査(植物・動物)を引き続き実施する

また、本県の希少な野生生物の特定とその分布状況等を把握するため、野生生物生息実態調査として 昨年度着手した“植物”に加えて “動物”の調査に着手する